

私立大学入学生の学力保障

－大学入試の課題と提言－

平成 20 (2008) 年 3 月

社団法人 日本私立大学連盟

刊行にあたって

本連盟の教育研究委員会では、平成14年度以来、グローバル・スタンダードを視野に、我が国の高等教育、特に大学教育の改善について研究し、多方面にわたって提言を行ってきた。平成16年3月には、平成14、15年度の研究活動のまとめとして『日本の高等教育の再構築へ向けて〔Ⅱ〕：16の提言《大学生の質の保証―入学から卒業まで―》』を上梓し、大学生の質保証のために、カリキュラムや評価の適正化、教員のFDの強化など16項目に及ぶ提言を行ったが、なかでも重視したのが、入学者選抜の改善であった。我が国の教育をとりまく諸状況のなかで、高等学校卒業生の基礎学力が低下を来し、私立大学の少数科目入試や、学力考査を伴わない推薦入試やAO入試がこれに一層拍車をかけている状況を憂慮したからであった。入学者の学力保障はまさに喫緊の課題であった。

この提言は連盟内外で真摯に受け止められたが、基礎学力の保障へとむかうべき入学者選抜の改善は、しかし容易には進まず、大学入学者の基礎学力やモラルの低下は進む一方であった。平成18年度教育研究委員会は、再度その事業に「私立大学入学生の学力保証に関する研究」を加え、小委員会を組織して研究を行い、『私立大学におけるアドミッション・ポリシーと入学生の学力保証』という連盟の内部レポートをまとめた。さらに本年度（平成19年度）には、「大学入試のあり方及び学力考査を伴わない入試における受験生の学力を担保する方策について検討する」ことを基本問題分科会の任務として研究を継続した。本レポートは、その報告である。

これと同じ問題が、中央教育審議会大学分科会制度・教育部会学士課程教育の在り方に関する小委員会でも論じられている。大学入学生の学力担保が必要であるとする中央教育審議会の姿勢は、平成16年以来、教育研究委員会が一貫してとってきたそれと基本的に同じであるといつてよい。このように連盟と国が同じ問題意識と解決策を共有していることが明らかになったことは、本レポートを上梓するにあたってまさに時宜に適ったことであるといつてよい。

本レポートは、本編5章と付論1章によって構成されている。第1章では、大学生の質保証と学力保障が今なぜ求められているのかを、国際的背景から説き起こした。いわゆるグローバル・スタンダードの問題である。これまで国内事情が問われることはあっても、国際的な動向について論じられることは少なかったが、日本の大学教育の改革が真に必要な国際的背景についてぜひ理解していただきたい。次いで、日本の入試制度の全体的構造の問題点と改善策を、そして、問題の焦点である日本型AO入試の展開の経緯と問題点、そして改善策を論じ、全体を通して8項目の提言を行うこととした。最後に付論として付け加えたのは、アメリカ合衆国の入学判定と標準試験（SAT/ACT）の関係に関する考察である。これも我が国の入試改善を考える上で参考としていただきたい。

大学生の学力保障に資すべく入学者選抜方法を改革・改善することは、単一の大学でなしうるのではなく、本連盟をはじめ私立大学全体が、あるいは日本全体が取り組むべき問題である。関係各位におかれては、ぜひこの問題をご検討いただきたくお願いする次第である。

（*平成18年度まで用いていた「学力保証」は、本年度より文部科学省にならい「学力保障」と改めた）

平成20年3月

教育研究委員会

担当理事 河田 悌一

委員長 松本 亮三

目 次

刊行にあたって

1. 質保証及び学力保障に関わる国際的背景	1
(1) 国境を越えたサービス産業としての高等教育—WTOとアメリカ合衆国	
(2) 質保証の議論の背景—UNESCOとEU	
(3) 質保証の改善にむけて	
2. 日本における学力保障と入試制度	5
(1) 日本入試制度の現状	
(2) 海外の学力保障と入試制度	
3. 日本入試制度の改善—大学入試センター試験等、統一試験の導入にむけて	8
(1) 日本入試制度の特殊性	
(2) 大学入試センター試験の利用拡大について	
4. 日本型AO入試の問題点と改善施策	11
(1) 日本型AO入試の特質	
(2) 文部科学省の政策的誘導	
(3) 私立大学におけるAO入試の現状	
(4) 改善にむけて	
5. まとめと提言	17
付論. 合衆国での入学判定における標準試験 (SAT/ACT) の役割	19
(1) 合衆国での入学判定用の標準試験	
(2) 大学の類型別の入学判定の特徴	
(3) 多面的な入学判定の実践校による標準試験・学力の重視と点数の利用法	
(4) 合衆国での入試判定から学ぶこと	

教育研究委員会委員名簿・基本問題分科会委員名簿
社団法人日本私立大学連盟加盟大学一覧

1. 質保証及び学力保障に関わる国際的背景

(1) 国境を越えたサービス産業としての高等教育—WTOとアメリカ合衆国

1999年12月、シアトルにて開催されたWTO閣僚会議でアメリカ合衆国政府、及び合衆国通商代表部（USTR）は高等教育を貿易自由化の対象とするよう提言を行った。

合衆国通商代表部の目論みは2001年1月の大統領にあてたレポートにあるとおり、学術研究の世界的中心であり、e-learningなど新たなテクノロジーをベースに優位に立つアメリカ合衆国（以下、「合衆国」という。）がその教育システムのいっそうの国際的展開のため、WTO加盟国の高等教育分野における貿易上の障害を除くことになった¹。

同レポートによれば、1999年度、合衆国の教育セクターは同国のサービス・セクターの輸出による収益の4%を占め、2000年度、教育セクターの輸出額は140億ドルに達した。しかし教育セクターの輸出がサービス・セクターに大きな割合を占めているのは合衆国だけではない。レポートはオーストラリア、カナダ、イギリスもコマーシャル・ベースで教育機関の「輸出」を拡大しようとしているとも指摘している²。

またOECDの報告書によれば、「1998年の国際的な高等教育マーケットの規模は約300億ドル、サービス貿易の合計の約3%に相当」するとされる³。

グローバル化の進行とともに、国境を越えた学生、教員、研究者、そして教育機関そのものの移動が加速し、それに伴う財の移動も規模を拡大していった。教育はすでに巨大な国際的サービス産業とみなされている。このような状況を受けて、国境を越えた教育に自由主義市場でのルールを適用しようとするのが合衆国の立場である。

(2) 質保証の議論の背景—UNESCOとEU

しかし合衆国通商代表部とWTOの動きに対し、ヨーロッパにおいては教育を他のサービス産業と同列において自由貿易の観点から論ずることに異論が巻き起こった。

ヨーロッパでは公教育の観点から国民に高等教育の機会を保障するという考えが支配的であり、このため大学は国立大学の組織形態をとり、授業料をほぼ無償に近い水準に抑えている。しかし私立大学が多数を占め、学生の授業料により大学の経営が成り立っている合衆国においてはアメリカ大学協議会（American Council on

¹ *Report of the International Education Study Team, Survey of U.S. Posts, International Education: Obstacles and Opportunities, prepared as part of the implementation of the President's International Education Policy, February 2001. p. 2.*

² the programs of other countries (such as Australia, Canada, and the United Kingdom) to promote “exports” of their educational institutions on a commercial basis. Id.

³ 「国境を越えた高等教育の提供に関するOECDの現状と課題」OECD Tokyo Centre, 2004. Internationalisation of Higher Education, OECD, August, 2004の抄訳。

Education, ACE)を中心に、ヨーロッパ諸国の国立大学に対する多額の政府補助金を貿易上の不公正として指摘する動きがでてきた。そうこうするうちにドーハ・ラウンド自体も農業分野の交渉に行き詰まり、高等教育の国際化の議論はUNESCOに移った。

UNESCOは世界銀行、OECD、ILOなどの協力を得て、2002年10月に「高等教育における国際的質保証、認証、資格認定に関する国際フォーラム」⁴を開催する。OECDも2004年に「高等教育における国際化と貿易—チャンスと挑戦」⁵、そして「高等教育の品質と認定—国境を越えた挑戦」⁶と題するレポートを発表する。こうしてOECDはUNESCOとともに、国境を越えて提供されるに至った高等教育の質保証のガイドラインを策定することとなった。

その結果生まれたのがUNESCO/OECDによる「国境を越えた高等教育の質保証のためのガイドライン」(Guidelines for Quality Provision in Cross-border Higher Education, UNESCO/OECD, Paris, 2005)である⁷。これ以後国際的な、あるいは国境を越えて展開する教育に、質保証、認証の要請がなされることとなる。UNESCOあるいはOECDにおけるヨーロッパのプレゼンスを考えるなら、UNESCO/OECDの勧告とEU域内の大学改革の動きが軌を一にしていることは不思議ではあるまい。

事実ヨーロッパは1999年のボローニャ宣言以降、大学改革の動きを急速に進めることとなる。すでにヨーロッパは1987年に始まるERASMUS計画などを通じて学生の域内移動⁸、単位互換を始めるなど、高等教育の共通化を目指していたが、ボローニャ宣言を受けて開始されたボローニャ・プロセスにおいては欧州29か国の参加を得て、2010年までに「ヨーロッパ高等教育圏」(European Higher Education Area, EHEA)を構築し、学修課程の統一、「ヨーロッパ単位互換制度」(European Credit Transfer System, ECTS)による単位互換をヨーロッパ・スケールで実現することを目指すこととなる。

(3) 質保証の改善にむけて

2001年、サラマンカにおける各国大学代表者の会議では「ヨーロッパ大学協会」(European University Association, EUA)⁹設立が決定され、同年3月同機構が創設される。ヨーロッパ大学協会は「Strong Universities for Europe」を標語に掲げ、合衆国の対抗軸としてのヨーロッパを高等教育の側から支えることを目的としている。「ヨーロッパ高等教育圏」(EHEA)の発足を間近に控え、ヨーロッパ大学協

⁴ Global Forum on International Quality Assurance, Accreditation and the Recognition of Qualification in Higher Education

⁵ *Internationalization and Trade in Higher Education—Opportunities and Challenges*, Paris, 2004

⁶ *Quality and Recognition in Higher Education—The Cross-border Challenge*, Paris, 2004

⁷ UNESCO版はOECD版のannexに相当する部分である。

⁸ European Commission は2012年までに300万人達成を目指している。

⁹ 2006年10月時点で加盟校は46か国780校にのぼる。

会はヨーロッパ全域において教育課程、そして学位の共通化を実現するため、ヨーロッパ高等教育質保証協会（European Association for Quality Assurance in Higher Education, ENQA）¹⁰とともに認証評価制度を推し進めようとしている。すでに学修課程は学士3年、修士も原則2年に統一された¹¹。認証評価、質保証の動きが全ヨーロッパ規模で展開することとなれば、学修課程のみならず、授業のベンチマーク、カリキュラム基準、統一学位基準の実現にむけて進む公算が大きい。

ヨーロッパ大学協会による機関評価プログラム（Institutional Evaluation Programme）にはブラジル、ペルー、チリのほか、南アフリカなどの大学も参加し、認証評価を受けている。南米、アフリカなどヨーロッパ以外の国々の大学が、ヨーロッパの基準を採択しようとしているという事実は、ヨーロッパ大学協会の基準がEU圏を越え世界的な通用性を獲得する可能性を示している。今後ヨーロッパにおいてボローニャ・プロセスが進展をみせ、カリキュラムの標準化、単位互換制度の実質化のための単位取得基準の明確化、さらには学位基準の明確化、標準化が進行した暁に、日本において同等の制度設計がなされなければ、日本の大学の地位は失墜し、日本の学位所持者は、ヨーロッパ、あるいはヨーロッパの認証を得た教育制度をもつ国々の労働市場において著しく不利益な扱いを受けることとなる。我が国の大学は、地球規模に拡大した労働市場に学生を送り出すために速やかに高等教育の国際化を達成しなければならない。さもなければ我が国の学生に著しい不利益を招き、ひいては我が国の将来を危うくするものであることを教育関係者は肝に銘ずるべきであろう。

戦後日本は、合衆国の大学制度を導入し、以来、合衆国の大学制度に対する注視は行ってきたようであるが、今後はヨーロッパの大学制度の動向にも注意を払う必要がある。なにより合衆国、EUのグローバルな教育マーケットをめぐる競争に無関心であってはならない。高等教育のグローバル化はすでに始まっているのであり、これに対する無関心は経済のみならず、高等教育の分野におけるジャパン・バッシングを招来することとなろう。

文部科学省による外部認証評価の義務化は、UNESCOあるいはOECDの加盟国としてこれらの国際機関における議論を受けてのものであるが、日本の教育界においてはなお、理解を得るのが困難である。

連盟としては認証評価の重要性を加盟大学に周知し、併せて大学基準協会の地位向上、拡充を行うことが引き続きの課題であると同時に、大学基準協会にはその認証評価基準の国際的通用性を高める努力が課せられているといえよう。

日本の高等教育が認証評価においてヨーロッパ、合衆国に匹敵する制度設計を行う

¹⁰ ENQAは2000年創設のThe European Network for Quality Assurance in Higher Educationの略称であるが、2004年にthe European Association for Quality Assurance in Higher Educationと改称された後もENQAが引き続き略称として用いられている。

¹¹ However, as higher education systems and degree structures across Europe have begun to converge through the implementation of the Bologna Process, the role and importance of ECTS has been transformed. No longer a tool to simply facilitate mobility, ECTS has become a generalised credit system for the emerging European Higher Education Area. <http://www.eua.be/index.php?id=61>

ためには、その授業の質、単位基準、カリキュラム、学位基準のすべてにわたって検証し、改革する必要がある。各大学においては成績基準の厳格化、GPAの導入、GPAの公平、正確な運用のための相対評価の導入、カリキュラムの整備、学位基準の明確化など、国際基準への適合が求められることになろう。またその大前提として、学力保障の入り口である入学者選抜の改革を行うことがとりわけ必要となるのである。

以下の章は、この入学者選抜の問題に特化して、問題点の抽出と対応策を考えようとするものである。

2. 日本における学力保障と入試制度

(1) 日本の入試制度の現状

国際的な学力保障の動きに対応するためには、まず入り口である入学者選抜の段階において学力の担保がなされる必要がある。しかし日本では、18歳人口の急激な減少に伴う受験者の減少により、一般入試を含む大学入試全体のハードルが下がり、日本の大学は入易出易と揶揄されるに至っている。あるいは、いわゆる「ゆとり教育」により、大学入学者の学力が大きく低下したともされ、結果として十分な基礎学力すら備わらない学生を受け入れる事態となっている。ようやく文部科学省も方針を転換したが、18歳人口の激減、大学の増加により、大学全入が現実のものとなり、入学の易化に歯止めがかからず、大学生の学力低下に歯止めがかからない。

これらの事態に対し各大学は導入教育、リメディアル教育等、様々に知恵をしばっているが、第一義的には入学者選抜において学力担保がなされなければ以後の努力は徒労と化すであろう。幸いにも18歳人口の激減はその速度をゆるめ、あと1、2年で安定期にむかう。この期に大学は今一度その教育理念を確認し、世界的な学力保障の動きに乗り遅れぬよう、入試制度の改善にむけて正面から取り組むべきだと思われる。

そもそも入試とはそれぞれの大学が教育のミッションを掲げ、その建学の理念、教育理念に適った学生を選抜するのを目的とするものであろう。入学者選抜に際して大学として求めるべきは、まず第一に高等学校卒業資格に相応する基礎学力であり、そして第二にそれぞれの大学、学部、学科の掲げる教育目標、アドミッション・ポリシーが要求するところの学力である。しかし現在の一般入試においては、大学、学部の教育理念への適性を判断することはおろか、学力試験そのものの品質が疑問に付されている状況ではないか。

文部科学省による受験機会の拡大という政策誘導もあり、また受験者数確保のため、大学は近年、入学試験の種類、回数を増やすことに躍起となってきた。このため出題にあたる教員は、従来よりはるかに多くの試験問題を作成することを余儀なくされている。しかも入試問題作成に際しては、大学入試センター試験（以下、「センター試験」という。）はもとより、自校、他校の膨大な過去問との重複を避けねばならない。様々な入試制度にあわせて多くの試験問題を毎年のように作成することを強られる教員の負担は極めて重い。重箱の隅をつつくような難問、奇問、そして出題ミス生まれる所以である。そして現実には出題担当教員の態勢を十分に組めない大学がかなりの数に上る。とりわけ中小の大学においては、試験問題を作成するための人的資源に事欠き、予備校に問題作成を外注するケースもあると仄聞する。

また、多くの私立大学において、人的資源の不足のためか、あるいは受験者数を確保するためか、少数科目入試がまかり通っている。こうした入学試験ではもはや学生の基礎学力すら判定することすらできまい。私立大学専願の受験生は2科目、3

科目のみに学習を集中し、基礎学力の備わらぬまま大学進学を果たす。結果として入学後の学生の学力のバラツキが大きく、また基礎学力の不足により、大学教育の質の低下を来たすこととなっている。

また、文部科学省の政策誘導による、あるいは大学側の受験者数確保のための受験機会の拡大は、これを受験生の側から見れば、各大学、各学部の個別入試の出題傾向に合わせた試験対策が必要となり、受験シーズンともなれば、短時日のうちに多くの大学で試験を繰り返し受験することを意味する。入学が易化した今日、受験地獄とは試験の難度ではなく、短時日のうちに数多く受験することを余儀なくさせる各大学の個別入試の謂いではあるまいか。

このような学力判定試験を800もの大学、短期大学が毎年のように行うことは大学、教員、そして受験生にとって膨大なエネルギーの浪費といわざるを得まい。

こうして、形式に墮し、あるいはその本来の目的を失った入試を日本の大学ははたして今後とも続けていくのであろうか。

(2) 海外の学力保障と入試制度

海外に目を転じてみれば、そもそも大学がそれぞれ個別に入学試験を行っているケースはなかなか見当たらない。

ヨーロッパの大学は入学者選抜に際し学力判定を行わない。むしろその必要がない¹²。ヨーロッパでは高等学校において全国一斉の学力判定が、卒業年次に、あるいは卒業までの複数年次にわたって実施されるのが普通である。ドイツにおいてはアビトゥーア (abitur)、イギリスにおいてはA-levels、フランスにおいてはバカロレア (baccalauréat)、イタリアにおいてはエザメ・ディ・マチュリタ (esame di maturità) がそれであり、これらの高等学校卒業資格試験が、同時に大学入学資格試験としての役割を果たしている。こうした高等学校における一斉テストの結果、高等学校卒業資格有りとして認められれば、大学入学が許可されるというのが国立主体のヨーロッパの大学入学制度である。したがって大学では、入試判定のための学力試験を行う必要がない。高校生の学力判定は高等学校において担保されるべき、との考えからであろう。オックスフォードもそしてケンブリッジも、高等学校においてA-levelsを各教科にわたって取得することを入学の条件とはするが、志願者に対する学力テストを行うことはしない¹³。

同業組合＝ギルドが社会の重要な構成要素として機能していたヨーロッパでは、教育制度にもギルド的な資格が厳しく求められる。例えば、ドイツにおいては小学校卒業時に学業成績によって職業コース、進学コースに振り分けられるし、オランダ、デンマークにおいてもほぼ同様の制度設計がなされている。ヨーロッパ諸国においては

¹² フランスにおいてはバカロレアで入学できる大学の他に、エコール・ポリテクニク、エコール・ノルマル他の高等専門学校があり、これらの上級校においてはバカロレア取得後準備クラスを経た学生に対しそれぞれの入学試験を課している。しかしその対象者、そして実施校は極めて少数である。

¹³ ただし判定の難しい学生に対してessay writing、面接を課すことはある。

大学に入るまでに様々な能力判定により生徒のふるい分けが実施されており、全国規模の高等学校卒業資格試験もその一環としてなされているにすぎない。

これに対し日本においては初等、中等教育の如何なる段階においても課程修了に対応する学力の判定や保障がなされることはない。卒業資格は学力、能力を担保するものではなく、多くの場合、単に在学期間満了の証明であるにすぎない。文部科学省も最近になって問題の所在を認識したようであるが、大学側としても高等学校卒業時における学力保障を求めるべきではあるまいか¹⁴。

たしかにヨーロッパ諸国とは異なる歴史的な文脈をもつ合衆国においては、ほとんどの生徒が学力のふるい分けを経ることなく小学校から中学校、そして高等学校へと進学していく。しかしその合衆国においても、最近ではニューヨーク州をはじめ高等学校卒業資格を設ける州が増えてきている。また、そのような最近の傾向を別にしても、合衆国の大学進学に際してはSAT、ACTなどの全国統一試験のスコアが、そして高等学校における評定平均(GPA)が入学志望者の学力判定として用いられるのが一般的である。したがって合衆国においてもヨーロッパ同様、個々の大学が志願者の学力判定試験を行うことはない(「付論. 合衆国での入学判定における標準試験(SAT/ACT)の役割」参照)。

戦後、日本は合衆国式の教育制度を導入しながらも、SAT、ACTのような全国統一試験の制度を設けることは長らくなかった。日本の大学はヨーロッパの大学のように、高等学校卒業段階での公的な学力保障制度の恩恵を受けることもなく、また合衆国におけるような民間機関による学力試験のスコアを参考にすることもできず、入学者選抜のすべてを個々の大学がそれぞれ独自の試験制度を、決して十分とはいえない人員、能力をもって行わざるを得なかった。

近年の学力保障の論議、その入り口としての入試制度については、以上のような本質的な矛盾の指摘から説き起こす必要があるだろう。

¹⁴ 文部科学省も最近になって問題の所在を認識したようである。「高校生に到達度検定—文科省検討—大学入試に利用も」、『朝日新聞』平成19(2007)年7月14日、朝刊

3. 日本の入試制度の改善

—大学入試センター試験等、統一試験の導入にむけて

(1) 日本の入試制度の特殊性

すでに述べたように、日本の大学入試制度は他国、他地域と比べてあまりに特殊といわざるを得ない。AO入試、推薦入試については合衆国のアドミッションズ・オフィスの方式を借りれば、そのなかに取り込むことは不可能ではない。しかし各大学が個別に行う一般入試については、これこそが日本の入試制度の特殊性と、不合理を生み出している制度であるにもかかわらず十分な検討がなされていない。

日本の大学が個別に入学試験を行わねばならないのは、文部科学省の学校教育法施行規則の定めによるものと思われる。施行規則第5章には「入学等の決定」についてとして第67条がおかれ「学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業は、教授会の議を経て、学長が、これを定める」と規定している。このため日本の大学では入試問題の作成から、試験監督、採点、はたまた入学判定に至るまで、教授会の、つまり教員の責任とされているのである。これが大学ごとの個別入試をもたらした法制度である。

さらに、日本の大学においては収入源として受験料収入、入学金を前提とした経営がなされているため、大学も個別の入試制度を望んでいるという側面もあろう。結果として受験生は、センター試験で神経をすり減らした後、さらに出願した大学ごとに同様の科目について繰り返し学力試験を受けねばならない。これに加えて文部科学省の推進した受験機会の拡大方針により生まれた、AO入試、推薦入試等の各種試験を受験するとなれば、学生の負担は想像を絶する。

入試の過大な負担は大学側においても同様である。日本の私立大学のリーダーとされるところでも5教科7科目の入試の実施は覚束ない。各学部で独自入試を行うため、問題作成にあたる人的資源の確保がそもそも困難なのである。いわんや中小大学においては3科目入試ですら、各入試制度にわたって維持することは困難である。

このような少数科目入試の結果、入学者の学力差は甚だしく、教員はどのレベルの学生に合わせて授業、講義をなすべきか考えあぐねる事態に立ち至っている。このためカリキュラム・ポリシーを、ディプロマ・ポリシーを策定することもままならない。

また日本で大学ランキングに用いられる偏差値も、あくまで各予備校が算定した合格者の平均値であり、しかも上位入学者と下位入学者とではいわゆる難関校においてもそれぞれの学科ごとに優に10以上の開きがあり、一般の大学、学部、学科においては20もの偏差値の差があるのが常態である。これが日本における入学試験の実情であり、結果的に学力試験の名に値しない試験をもって入学者選抜を行なっているのである。

文部科学省は高等教育のグローバル化を直視し、合衆国のように職員が入学者選

抜に携われるよう学校教育法施行規則（第5章第67条）の変更に踏み切るべきであろうし、また大学は学力考査の趣旨に沿うよう入試を改革すべきであろう。

（2）大学入試センター試験の利用拡大について

個々の大学にとって入学試験実施が極めて負担の大きな事業であり、かつまたその十全な実施が現実に困難であるならば、その代替として、ヨーロッパにおけるような、あるいは合衆国におけるような全国統一試験制度を策定・実施することが必要となる。実現可能性という観点から、センター試験をまず用いることを視野に入れるべきであろう。

センター試験は、2008年度試験において54万人を超える志願者を数え、センター試験結果を利用する大学、短期大学は777校にもものぼっている。受験志願者の8割強、そして大学、短期大学の約8割が現に利用しているのである。もちろんこれらの大学、短期大学の多くは一般入試を主たる入試として実施しており、センター試験入試による選抜を極めて部分的に導入しているにすぎない。しかし54万人の受験者にとって、センター試験は実質的に日本におけるバカロレア、あるいはSATの意味合いをもっているのではあるまいか¹⁵。

センター試験は様々に批判を浴びてきた。その制度にはなお大いに改善の余地があろう。しかし大学にとって、教員にとって、さらには受験生にとってまことに負担が重く、しかも信頼性に乏しい各大学の個別入試の悪弊を打破し、欧米にならった統一試験のシステム導入を考えると、まずはセンター試験の導入がもっとも自然であると思われる。

新たな統一試験を、という考えもあろうが、センター試験とは別個に、数十万人の受験者を対象とし、数百もの試験会場で統一的に実施される試験を新たに創設するには膨大な時間と労力を要し、当面現実的ではあるまい。

すでにセンター試験には私立大学の多くの教員が出題者として参加しており、また私立大学の多くがセンター試験の会場を提供し、監督者を提供するなど試験実施に協力し、経験を積み重ねているのである。

もし難関大学において、センター試験入試では受験生の能力を計るに有意な差をみいだせないとするなら、合衆国のSATのようにSATⅡと呼ばれるレベルの高い試験を導入することを求めてもよい。あるいは年複数回の実施として、A-levelsに近い制度とすることも考えられよう。すでにセンター入試は国立大学だけのための入試ではなくなっている。私立大学としても改善を大いに主張すべきであろう。私立大学の主張を加えた上でセンター試験をSAT、ACTと同様、入学者選抜に利用を拡大していくことにより、各大学の入試を変革することが容易になる。

センター試験のスコアで学力の担保ができれば、大学はそれぞれのアドミッション・ポリシーとカリキュラム・ポリシーにしたがって入学者を選抜することが容易

¹⁵ 大学入試センター試験の前身である大学共通一次試験は、当初フランスのバカロレアをモデルとしたとされる。

になろうし、リメディアル教育の必要性は大幅に減ずるであろう。なにより教員は入試業務から解放され、教育研究に専念できるはずである。統一試験の導入によって大学の新たな序列化が招来されるという懸念の声も時折聞かれるが、「付論. 合衆国での入学判定における標準試験（SAT/ACT）の役割」にも見られるとおり、各校が統一試験を基礎にしながら個別の入試判定方法を考案するならば、現在の日本の偏差値に見られるような序列化は生じないことも明記しておきたい。

大学の国際的評価を定めるのは、日本の予備校が打ち出す偏差値ではない。そもそも合格者偏差値、入学者偏差値などといったものは海外では存在しない。偏差値は日本の大学が入難出易であった時代の名残であろうが、国際的に大学の評価を決めるのは教育、研究面でのアウトカムである。少数科目入試によって合格者数を絞り込むことにより、一般入試の偏差値を高く見せかけ、底上げされた偏差値の1ポイント、2ポイントに一喜一憂することが入試担当者の仕事であってはならない。入試担当者が努力を傾注すべきは、基礎学力を十分に備えた学生を選抜することである。学力の担保無くしては学生のラーニング・アウトカムの向上は望めない。入学者の学力を担保することは偏差値を高めるためではなく、学生のラーニング・アウトカムを高めるための第一歩であり、教育の質保証、学位基準確立にむけての前提と捉えるべきであろう。日本の大学が、とりわけ私立大学が国際的通用性を確立するためには、各大学が個々の一時的な利害を離れて入試制度改革を推し進め、入学者選抜段階の学力保障に取り組むべき時期に来ていると思われる。

4. 日本型AO入試の問題点と改善施策

(1) 日本型AO入試の特質

日本型AO入試は、平成2（1990）年に慶應義塾大学が湘南藤沢キャンパスに新設した総合政策学部、環境情報学部において実施した「アドミッションズ・オフィスによる自由応募入試」に端を発している。合衆国の大学のアドミッションズ・オフィスによる入学者選抜方式を念頭においた名称であるが、合衆国のそれとは大いに異なった入試制度である。合衆国の大学におけるアドミッションズ・オフィスは概ね学長のもとに置かれ、職員が入学者を選抜している。したがって教員が入学者選抜にかかわることは基本的に有り得ない。しかし日本においては、すでに指摘したように、学校教育法施行規則第5章第67条に、学生の入学に対する教授会の関与が定められている。このため日本においては慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスのAO入試も、教員が選抜することにおいて例外ではなく、学力のみでなく学生の多様な能力を見極めようとする自己推薦入試と捉えるのが妥当であろう。

(2) 文部科学省の政策的誘導

慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス以降のAO入試は、文部科学省による政策的誘導もあって、我が国独自の展開をみせることとなる。文部科学省の政策的誘導とは、18歳人口の急減という状況に対して、各大学が個性化・多様化を目指すべきであり入学者選抜もそれに応じて多様化させるべきであるとするものであった。慶應義塾大学におけるAO入試導入の翌年、平成3（1991）年5月の大学審議会答申「平成5年度以降の高等教育の計画的整備について」でその基本的考え方が示され、平成9（1997）年1月の同審議会答申「平成12年度以降の高等教育の将来構想について」においても、「（18歳人口の減少に伴う高等教育への進学機会拡大）を踏まえ、各高等教育機関においては、それぞれの理念・目標に即し、入学者選抜の在り方を工夫すること」とされ、入試の多様化を説いている。

AO入試に直接言及しつつ入試改善の必要性を詳述したのは、平成9（1997）年6月の中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（第二次答申）であった。ここでは、第2章、第2節「大学入学者選抜の改善」において次のように謳われている。

- ①学力試験を偏重する入学者選抜を改め、能力・適性や意欲・関心など多角的に評価するため、選抜方法の多様化、評価尺度の多元化に一層務めることが必要。
- ②特に、調査書、小論文、面接、実技検査、推薦文などを活用し、総合的かつ多面的な評価を重視するなど丁寧な選抜を行っていくことが必要。

- ③また、総合的かつ多面的な評価を重視する一方、様々な職業経験や活動経験あるいは特定分野での優れた能力や学習の成果などの評価を一層推進することも重要。
- ④さらに、様々な試行錯誤を可能とするための受験機会の拡大が必要。こうした改善を進めるに当たっては、学力試験による1点差刻みで選抜することが最も公正・公平であると考えられてきた公正・公平の概念を見直すことが必要。

以上のように、この答申において脱学力試験の理念が高く掲げられた。これは同答申の「[ゆとり]の中で[生きる力]を育成するという初等中等教育の改善の方向を尊重した入学者選抜の改善」の方針が強く反映されたものである。また評価尺度の多様化という意味で、学力考査を伴わない推薦入試を称揚するとともに、大学と受験者の双方向的選択を理想として、「我が国の大学の特性を踏まえた日本型のA.O.の在り方を検討し、その格段の整備を図っていくことが望まれる」として、同答申は各大学におけるアドミッションズ・オフィスの整備を課題としたのである。

その後、学力考査のみに偏らない多様な入学者選抜制度の必要性は、累次の答申において繰り返し強調されてきた。大学審議会の平成12(2000)年11月答申「大学入試の改善について」においても受験生の多面的な判定、受験機会の複数化とならび、「公平性についての考え方の見直し」として、学力検査のみが公平性の全体的基準ではないことを強調している。しかしこの答申では同時に「受験生に一定の基礎学力があることを要求し、調査書を活用するほか、自ら試験を実施し必要な学力を判定することも妨げられるべきではない」とし、受験生の学力を等閑視してはならず、また入学者選抜の実施体制の見直しとして、教員に過剰な負担を与えない体制の確立を指摘しているのが注目される。

しかし文部科学省の「平成20年度大学入学者選抜実施要項」では、AO入試を「詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に判定する方法」と定めているほか、実施に当たっては以下の点に留意することと付記されている。

- ①入学志願者自らの意志で出願できる公募制の選抜とすること。
- ②求める学生像や入学志願者に求める能力・適性等を明確にし、それに応じた選抜方法の工夫・改善に努めること。
- ③学力検査に過度に重点を置いた選抜基準とせず、入学志願者の能力、適性、意欲、関心等を多面的、総合的に評価すること。
- ④入学手続をとった者に対しては、これらの者の出身学校と協力しつつ、入学までに取り組むべき課題を課すなど、入学後の学習のための準備をあらかじめ用意しておくことが望ましい。

とりわけ第4点の指導から文部科学省はすでにAO入試に伴い学力不足という状況が生じていることを認識するに至っていることが読みとれる。

(3) 私立大学におけるAO入試の現状

現在の私立大学への入学者内訳をみると、すでに推薦入試及びAO入試によるものが約50%に上っており、それらの大学入試における位置づけは、一般入試に匹敵するものになっている。特に、AO入試を実施する大学・学部数は、平成12(2000)年以降急速に増加している。平成19年度入試においては、表1に示すように、私立大学の71.7%がAO入試を実施しており(学部数では61.0%)、入学者数割合でも8.2%になっている。国立大学においても42.2%の大学がAO入試を実施し、2.3%の学生を入学させている。

表1 AO入試を実施する大学・学部数及び入学者数

実施年度	国立			公立			私立		
	大学数	学部数	入学者数	大学数	学部数	入学者数	大学数	学部数	入学者数
17年度	(30.1%) 25	(21.3%) 82	(1.4%) 1,467	(16.9%) 12	(11.0%) 18	(0.9%) 226	(66.9%) 364	(55.6%) 788	(6.8%) 31,373
18年度	(36.1%) 30	(24.3%) 93	(2.0%) 2,098	(21.1%) 15	(17.1%) 28	(1.2%) 320	(68.8%) 380	(57.3%) 833	(7.1%) 32,971
19年度	(42.2%) 35	(27.5%) 105	(2.3%) 2,284	(23.3%) 17	(18.1%) 30	(1.4%) 364	(71.7%) 402	(61.0%) 912	(8.2%) 39,225

(注) ()は大学数・学部数・入学者数それぞれの全体数に対する割合である。

(出典:平成19年度国公立大学・短期大学入学者選抜実施状況の概要、文部科学省)

このような数字からみる限り、AO入試は日本の大学の入試制度のなかに定着したともいえよう。また私立大学は慶應義塾大学の成功に刺激されたのか、文部科学省の指導に従ったのか、積極的にAO入試導入を導入したのである。

国立大学とは異なり、私立大学はそれぞれが独自の建学の精神のもとに設置され、また独自の教育目標を掲げるのであれば、AO入試は私立大学における教育目標の達成のための入学者選抜制度として多くの利点を孕んでいるはずである。私立大学の教育目標にそった学生を選抜する上で、学力考査のみではなく、志望動機、人間性、能力の適合性という多面的な基準での選抜が可能であるならば、大学の掲げる建学の精神と教育目標の具現化という意味では、学力考査のみの一般入試に勝る選抜方式であるともいえる。

建学の精神、そこから発するところの教育目標、これらを学生募集の段階で明示するのが「アドミッション・ポリシー」であり、AO入試は、推薦入試と併せて「アドミッション・ポリシー」の具現化にはもっとも近いところにある入試制度といえよう。実際、多くの大学では、大学の掲げる教育目標や理念に基づいた特徴ある入試を実施すべく、様々な工夫を凝らしている。また、そのような工夫を社会に表明することで、大学の教育理念を知らしめる意味は大きいと考えられる。

AO入試導入の嚆矢となった慶應義塾大学の総合政策、環境情報の両学部は、両学

部における明確な志望動機と勉学の意思、両学部入学後の目標、構想の実行能力の証明を求めており、AO入試による入学者はその後の大学での学業においても高い成果を示しているとされる。あるいは、早稲田大学の国際教養学部は、高い英語運用能力を持つことを条件としたAO入試により、表2に示されるとおり優秀な学生を獲得するという、所期の成果を挙げている。

表2 早稲田大学国際教養学部入学者の英語力(2005年3月26日のTOEFL-ITPの結果)

入試タイプ	受験者数	平均点
AO国内	148人	562点
AO国外	71人	569点
合計	219人	564点

AO入試は多面的、総合的な評価を必要とするという点で多くの労力を必要とし、大学にとって、とりわけ教員にとっては負担の大きい入試制度といえるが、前述の例は、投入した人的資源に見合った成果を挙げているという事例でもある。

しかし他方でAO入試は、安直に受験者、入学者を獲得する手段として用いられてきたという側面も見過ごすことはできない。とりわけ18歳人口の激減という事態を前にして、多くの大学が推薦入試に加えてAO入試の導入に走ったことは否定できない。経営問題を抱えた大学はもとより、受験者数の減少を恐れた多くの大学が、受験生確保のため、受験機会を増加させようとAO入試を導入した。あるいは一般入試の採用枠を減らし偏差値を上げるための手段として、学力考査によらない推薦入試枠の増加、AO入試の導入を計ってきた経緯がある。

さらにAO入試は、上述の文部科学省の通知にあるように、「学力検査に過度に重点を置かない」ということから、2月1日以降に行わなければならない学力選抜試験の範疇から外れるものとされ、早期に入学者を確保する手段としても用いられた。一部大学は夏休み前にAO入試を行うに至り、青田買いの弊害が指摘されている。

このような、本来の意義をないがしろにし、安直に、また早期に入学者を囲い込む手段として使われたAO入試においては、大学教育を受けるための基礎学力をもたない生徒を大学に入学させることとなり、大学教育に大きなひずみを生むのみならず、受験生、社会の信頼を失う結果ともなっている。

すでに引用した大学審議会の平成12(2000)年11月答申「大学入試の改善について」にあるように、大学入試においては、本来いずれの選抜方式においても最低限その大学のカリキュラムをこなせるだけの学力のある生徒を選抜するのが原則である。その意味でAO入試においても、その大学での勉学のために求められる学力を有していることを確認する必要があるはずである。しかし文部科学省は一方で基礎学力の必要性を説きながら、他方で学力検査に過度に重点を置かないことを求め、また学力検査は2月1日以降に行うことを義務づけ、実際にはAO入試、推薦入試については学力検査を行えないという状況を放置した。このようなAO入試における学

力検査実施の困難は、前述の安直な入試を実施している場合においてだけでなく、高い志をもってAO入試を実施している大学においても大きな問題を引き起こしている。また志願者を抱える高等学校においては3年時秋以降のカリキュラム編成や、授業の維持に困難を覚えており、大学に対する不満、不信を抱かせる事態となっていることについて大学側は大いに反省すべきである。AO入試、推薦入試等の早期の入学者決定は、結果として文部科学省も危惧していたリメディアル教育の必要性を招き、大学において高等学校の学習内容を復習、ないしは未履修科目を新規に教えざるを得ず、大学教育の目的を大きく阻害するものであることを認識しなければならない。

(4) 改善にむけて

上に述べたような経緯と問題から、AO入試の募集定員の縮小を決定ないしは検討しているという大学も少数ながら出てきており、一部に見直しの機運があるとの調査結果もある¹⁶。平成2（1990）年の慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスでの導入からかなりの時間が経過し、AO入試が大学入試において一定の位置づけを得た現在、AO入試の利点を認めつつ、その欠陥について見直す段階にあると思われる。その際、以下の点に留意することが必要であろう。

①アドミッション・ポリシーの確立と明示

独自の建学の精神、また教育の方針を掲げる私立大学においては、AO入試のプラス面、すなわち、そのアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを明確にすることをメリットとして再確認すべきであろう。

②カリキュラム・ポリシーに対応した学力考査の導入

学力考査については、これを行う方向で方針を転換すべきである。現時点では文部科学省の指導との関連で、2月1日以降でないと学力考査を伴う入学者選抜は行えないが、AO入試合格者に対し、カリキュラム・ポリシーに沿って受験科目を指定の上、センター試験受験を義務づけ、スコアにより最終的な入学判定を行うことは可能であろう。

AO入試が導入されたのは、学力不足の高校生を救うためではない。慶應義塾大学総合政策学部、環境情報学部、あるいは早稲田大学の国際教養学部の例が示すように、AO入試は一般入試以上の高いレベルで高度な能力をもった学生を獲得する方途であったはずである。AO入試を入学者の数合わせでなく、大学、学部の教育理念に適合し、優秀な学生を獲得する方途とするためには、一般入試以上のリクワイアメントを課すことが認められてよい。

このことは、同時に推薦入試についても当てはまる。推薦を受ける生徒が一般入試合格者以下の能力しかないのでは、そもそも推薦に値しないはずである。推

¹⁶ 倉元、鈴木、石井、平成17年度AO入試の実施状況に関するアンケート調査について、東北大学高等教育開発センター紀要第2号（2007.3）。

薦入学を希望する生徒についても、センター試験を科目指定の上、受験することを課し、スコアをもって最終的に入学判定を行うなど、標準的な学力の担保が必要であろう。大学のカリキュラムに適合し、大学の教育理念にかなう学生を集めることがAO入試、推薦入試の趣旨であるはずだ。

③選考基準の公開

教育理念に沿ったアドミッション・ポリシーに適う選抜の基準は、これを公開することが望まれる。一般入試とは異なり、AO入試においては大学と受験者との間の信頼がとりわけ重要であり、面接が重要なプロセスとして存在するであろうAO入試においてはとりわけ判定基準の透明性が求められる。公正かつ公平 (fair and equitable) な面接の実施が行える制度設計が肝要となる。

④アドミッションズ・オフィスの設置と職員の育成

AO入試により教員に過重な負担が生じることについては、大学審議会答申も懸念をもっていた。それゆえにアドミッションズ・オフィスの設置、スタッフの整備を説いていたはずである。文部科学省の学校教育法施行規則の改正、ないしは解釈の変更を求めねばならないが、アドミッションズ・オフィスの職員は単に教員の入試業務のアシスタントではなく、合衆国の大学におけるように、実際に入学者選抜を職掌する人材として育成を図らねばならない。そもそも入学者選抜は、大学経営の根幹であり、すぐれて経営に属する事項のはずである。大学の教育理念に相応しい教育のため、教員をリクルートし、また学生をリクルートするのは大学の運営サイドの責務であり、入学、卒業は事務サイドの仕事として位置づけるべきなのではあるまいか。少なくとも合衆国においては、以上のような原則で大学は運営されているはずである。

⑤青田買いの廃止

推薦入試、AO入試については、早期の囲い込みにより高等学校の3か年を通じた授業計画に大きな障害となっているとの指摘を高等学校側から受けている。高等学校の3か年を通じたカリキュラムの実施は基礎学力向上に直結し、大学教育の向上にも資するはずである。高大接続の観点からも早急に青田買いを廃止すべきであろう。この観点からもセンター試験受験をAO入試、推薦入試の一次合格者に求めることは大きなメリットをもたらすはずである。

すでに18歳人口の激減期は過ぎており、今後はそれぞれの大学が、中長期的に入学者のレベルアップ、教育の向上と出口管理を考えるべきときである。高等教育の国際化、それに伴う学力保障の必須化という事態を前にして、入り口にあたる入試制度の改善は急務であり、入試の一般的制度改革を図るとともに、それに先んじて、AO入試の適切な運用と必要な改革が行われなければならない。

5. まとめと提言

本レポートは、高等教育の国際化に対応すべく、入易出易といわれる日本の大学の状況を早急に改善するよう提言することを、本旨とするものである。高等教育の国際化の状況は、第1章で述べたように日本の大学教育を根本から揺るがしかねないところまで来ており、ラーニング・アウトカムを評価基準とする国際的な傾向を見据えて、学生の学力保障に真剣に取り組むことを要請している。学力保障が適正になされているか否かは、もちろん大学の出口（卒業時）において判断されることであるが、学力保障は、入り口である入学者選抜制度の改革なくしてはありえない。

これまで、日本の学力保障と入試制度全般の問題を論じ、一般的な入試構造の改革について、また、とりわけAO入試の改善について論を進めてきた。まとめていえば、18歳人口の激減も峠を越し安定化にむかうなかで、日本の大学、とりわけ私立大学は、入学者選抜の本義である入学者の学力保障に立ち返ることが必要であり、数合わせの入試対策を是正し、見かけ上の偏差値ではなく、実質的な基礎学力を計る入試を行うよう、基本的ポリシーの転換を図らなければならない、というのが本レポートの主張である。

具体的な提言は各章において随時行ってきたが、以下に学力保障にとって有効と思われる、入試の改善案を列挙する。

- ①少数科目入試を見直し、幅広い基礎学力を計る制度設計を行うこと。
- ②AO入試については、アドミッション・ポリシーに合致する優秀な学生の獲得のための制度とすること。
- ③推薦入試については、これを厳選し、真に推薦に値する生徒のみを対象とすること。
- ④各種入試制度を整理統合し、基礎学力評価において複数のスタンダードが生じないようにすること。
- ⑤センター試験、あるいはこれに代わりうる統一試験を広汎に取り入れた入試制度設計を行い、入試問題作成にあたる教員負担や、複数受験を強いられる受験者の負担を軽減すること、また、併せて日本の高等教育全体の学力保障を推進すること。

- ⑥文部科学省に学校教育法施行規則第5章第67条関連の改正を図るよう要請しつつ、アドミッションズ・オフィスの職員による入学者選抜が行える入試体制を樹立すること。
- ⑦将来的には、アドミッションズ・オフィスによる入学者選抜に切り替えることを視野に入れ、センター試験（統一試験）、高等学校の評点平均（GPA）を学力担保の標準とし、日本型AO入試、推薦入試の長所を加味した選抜を可能とするような入試制度を考案すること。
- ⑧さらには、ヨーロッパ型の大学入学資格試験のもつ、大学入学時の学力保障の合理性に鑑み、高等学校卒業資格検定試験の導入を図るよう文部科学省に要請し、これに対応した各大学の入試体制を検討すること。

以上の諸点は、現在、諸大学が置かれている競合的状況のもとで、各大学が個別に計画・実行するのは極めて困難である。しかし、日本の大学教育が現今の国際的状況のなかでさらなる発展を遂げるためには等閑視することはできない。日本私立大学団体連合会、国立大学協会、文部科学省とも協議して、我が国全体の方針としてならば、実行可能性は大きいといえる。

連盟加盟大学は、規模、立地、専門性、学生構成など、さまざまな点で異なっており、固有の建学の精神をもっている。入試に関しても一律に論じることはできないが、日本の将来像を考えると、ここで述べたような改革の必要性は、各大学とも念頭に置くべきであろう。国公私を問わず、国の政策として、初等中等教育の質保証とともに大学生の学力保障、その前提としての入試改革が行われるならば、さまざまな個別的事情を抱える各大学において、不公平や得失が生じることは決してない。

加盟大学各校におかれては、本レポートの問題提起と提言を積極的に検討していただくことを希望するとともに、我が国全体の大学生の質保証に向けて、本連盟が主導的役割を果たすようご協力賜ることを希求するものである。

付論. 合衆国での入学判定における標準試験

(SAT/ACT) の役割

(1) 合衆国での入学判定用の標準試験

合衆国のカレッジ・大学への進学希望者は、通常SATかACTという標準試験を受験する。SATとACTは、別個な組織が作成・実施する全国統一の大学進学適性試験である。SATの受験者は西、東海岸に多く、中央部のカレッジ・大学へ進学する者はACTを受ける。個別のカレッジ・大学は、受験者数の分布に偏りがあっても、両者の試験結果を等しく受け付けている。SATもACTも、年に数回試験を実施しており、高校生は複数回の受験のチャンスがある。

ごく最近まで、SATとACTとは、数的な問題と読解力や言語を介した推理の問題とを、主に多肢選択で答える形式であった。ACTは科学的な推論能力を測る内容も含むが、SATで必須の作文問題が、ACTでは選択となっている。SAT寄りのカレッジ・大学は、ACTの受験者にしばしば作文を要求する。合衆国のトップのカレッジ・大学は、願書に添付する小論を判定材料として重視するが、試験会場で受験し採点された作文が、小論が志願者本人の作であるか否かを定める判断根拠となるのである。このほかSATには、世界史、物理、化学、外国語等の科目別の試験科目（現在はSAT IIと呼ばれる）がある。最難関のカレッジ・大学は、これら2、3科目の得点も要求する。

得点は、SATでは言語能力(Verbal=V)と数的能力(Mathematical=M)とに区分され、それぞれ800点満点で、別々に表記される。ACTも、数的能力(ACT Math)と言語能力(ACT English)とに区別されるが、通常は複合点として36点満点で表示される。合衆国のカレッジ・大学の多くは、高等学校の成績とSATかACTの得点だけで、合否をほぼ機械的に決めてしまう。しかし他方、こうした標準試験の得点が高くても、入学が保証されないカレッジ・大学もかなり存在するのである。

(2) 大学の類型別の入学判定の特徴

合衆国のカレッジ・大学は、どのように合否判定を行っているのか。標準試験の成績をどのように利用しているのか。合衆国のカレッジ・大学の多くは過去数年にわたる共通データ集(common data set)を毎年公表している。機関の属性から、卒業生の専攻分野別の割合までを含む大学の実態を、共通の述語とフォーマットとにのせてまとめた40頁ほどのレポートである。

最新のカーネギー分類によって、現在の合衆国の四年制のカレッジ・大学の全体像を瞥見しよう。

表1 2005年カーネギー高等教育機関分類、類型ごとの学生数、その全体への割合

機関の種類(類型)	機関数	在籍者数	全在籍者に対する割合
二年制機関	1,811	6,776,288	38.6%
研究大学(最高度、高度の二種)	199	4,058,959	23.1% *
その他の研究大学	84	853,368	4.9%
修士号まで授与する大学(大規模)	350	2,822,163	16.1% *
修士号まで授与する大学(中規模)	198	757,750	4.3% *
修士号まで授与する大学(小規模)	141	382,543	2.2%
学士課程教育センターのカレッジ	274	493,729	2.8% *
その他の学士レベルのカレッジ	465	832,470	4.7%
特殊な目的の高等教育機関	865	589,092	3.2%

以下では、表1で*の印を付した機関を三つの類型に分け、そのデータを分析する。

第一の類型は、学士課程教育センターの、小規模な、しかしレベルの高いリベラルアーツ・カレッジである。アムハースト、ウィリアムズ、スワズモアやウェルズレイ等が代表する。在籍者の総計は、全体の3%弱にすぎないが、今でも優れた卒業生を輩出し、合衆国の高等教育の重要な一翼を担っている。第二の類型は、UC-バークレイやプリンストンを含む、中規模ないし大規模の研究センター大学である。ここで取り上げるのは、研究開発費の額や博士号の授与数等を根拠に、最高度に研究センターの大学と分類される州立・私立の代表校である。第三の類型は、修士号までを授与する、最も大衆的な四年制大学である。この類型は私立・州立の中規模大学と大規模大学で、あわせて全在籍者の20%強を収容している。

第一類型のリベラルアーツ・カレッジは、いくつかの資料を参考に上位百校余りを定め、そのなかから共通データ集が入手可能な59校を抽出した。第二類型の研究センター大学は、同じ要領で、学士課程教育の評判も高い50校余りを選定し、さらに、共通データ集の入手可能性と大学の水準の点から、州立大学としてはUC-バークレイ、UCCLA、ミシガン、ウィスコンシン、ワシントン、ノース・カロライナ、ヴァージニアの7校を取りあげ、私立大学としては、スタンフォード、プリンストン、ノースウェスタン、MIT、コーネル、ブラウン、コロンビアの7校を選んだ。第三類型は、修士号までを授与する中規模及び大規模大学である。前二者と同じく、学士課程教育の評判を基準に、共通データ集の入手可能な大学から、州立・市立・私立の計100校を抽出した。

カレッジ・大学ごとの共通データ集は、入学者判定に関わる主な項目も網羅している。可否の判定資料・項目は、学力の判定に関するacademicな資料と、人物から州籍までを含むnonacademicな項目の2種類に分かれる。前者は高等学校での成績、席次(Class rank)、評定平均(GPA)、標準試験の得点、小論(Application Essay)、及び推薦状の6資料であり、後者にはインタビューから、志願者の人格上の特性、人種、仕事の経験等の13の項目を配している。

それぞれの判定資料・項目を重視する程度は、以下の4段階である。

1. 極めて重視 very important
2. 重視 important
3. 考慮する considered
4. 考慮せず not considered

集計を簡略化するため、1. 極めて重視、2. 重視、3. 考慮する、の3段階にそれぞれに5点と3点と1点を与えた。その上で、各カレッジ・大学ごとに、判定資料・項目別に数値化し、最終的にはカレッジ・大学の類型ごとに平均点を算出して、点数の多い資料・項目から順に並べた。以下の表では、平均点が2.00未満の資料・項目は重視されていないと見なし省略した。

表2 学士課程教育センターのリベラルアーツ・カレッジ(サンプル59校)
[第一類型]

順位	資料・項目	点数
1	高等学校成績(十分なアカデミックな科目)	4.85
2	評定平均(GPA)	3.83
3	推薦状	3.68
4	小論(Application Essay)	3.66
5	標準試験の得点	3.31
6	人格上の特性	3.25
7	席次(Class Rank)	3.08
8	教科外活動	2.97
9	特殊な才能	2.64

表3 最高度の研究中心大学(私立・州立各7校、計14校)
[第二類型]

順位	資料・項目	点数
1	高等学校成績(十分なアカデミックな科目)	4.86
2	評定平均(GPA)	4.57
3	小論(Application Essay)	4.14
4	標準試験の得点	4.00
5	特殊な才能	3.36
6	席次(Class Rank)	3.07
6	推薦状	3.07
6	教科外活動	3.07
9	人格上の特性	2.93

表4 修士号授与の大学(大・中規模州立・市立・私立大学:サンプル100校)
[第三類型]

順位	資料・項目	点数
1	標準試験の得点	4.45
2	高等学校成績(十分なアカデミックな科目)	4.36
3	評定平均(GPA)	3.07
4	席次(Class Rank)	2.54

以上の三つの類型に関するデータを比較すると、入学判定の仕方について次のような特色が読みとれる。第一に、重視される判定資料と項目の幅の違いである。修士号授与の大学(第三類型)では、重要な資料として標準試験と高等学校成績(十分なアカデミックな科目)が突出し、あとは評定平均でほぼ尽きている。これに対して第一、第二類型は、より多くの資料、項目を重視している。最高度の研究中心大学(第二類型)では、高等学校成績(十分なアカデミックな科目)、評定平均、小論が上位を占めるが、標準試験の得点に続いて特殊な才能、席次、推薦状、教科外活動が3点台で並ぶ。人格上の特性もほぼ3点である。リベラルアーツ・カレッジ(第一類型)では、高等学校成績(十分なアカデミックな科目)が突出しているが、評定平均、推薦状、小論、標準試験の得点、人格上の特性、席次がいずれも3点を上回っている。第一、第二類型のカレッジ・大学は、高等学校成績を最重要としているが、同時に他の項目にも目配りをして多面的に合否判定を行っている。

次いで、第一、第二類型と、第三類型とでは、高等学校成績と標準試験の得点の順位が逆転している。修士号授与の大学(第三類型)では、標準試験の得点が、僅差で

はあるが、高等学校成績を押さえて首位を占めている。対照的に、リベラルアーツ・カレッジと最高度の研究中心大学では、首位の高等学校成績が、標準試験の得点を大きく引き離している。さらに興味深いのは、多面的な合否判定を実践する第一、第二類型が、高等学校成績を極めて重視するだけでなく、表5、表6が示すように、志願者に対して、高等学校でアカデミックな教科を多く履修するよう勧めていることである。このように、高等学校の成績に極めて大きな比重をかけているのである。

表5 志願者への既習を勧めるアカデミックな教科(数学、理科、外国語)の単位数

カレッジ・大学の類型	サンプル数	勧める教科の平均単位数
リベラルアーツ・カレッジ	53校	9.9単位
最高度の研究大学	14校	10.5単位
修士号授与の大学(私立・州立)	66校	8.8単位

表6 志願者へ既習を勧める教科別単位数の具体例

	リベラルアーツ・カレッジ(私立) Williams College	最高度の研究大学(州立) U. of Michigan	修士号授与の大学(私立) Marymount U.	修士号授与の大学(州立) Purdue(Calumet)
英語	4	4	4	4
数学	4	4	3	2
理科	3	3	2	2
外国語	4	4	3	2
社会科	3	2	2	1
歴史				1
アカデミックな 選択科目		2		

第三に、したがって、合否判定における標準試験の得点の重要度は、リベラルアーツ・カレッジや最高度の研究中心大学では相対的に小さく、修士号授与の大学では相対的に大きい。合衆国でも、高等学校の成績と標準試験の点数による合否判定が、研究大学の大部分をも含んだ大多数のカレッジ・大学で行われている。しかし第一、第二類型でもトップ・グループを構成する、極めて限られた数の機関は、それに加えて多面的な選抜を実施しているといえる。

(3) 多面的な入学判定の実践校による標準試験・学力の重視と点数の利用法

しかし、トップ・グループを構成する機関の入学判定は、多面的であるからといって標準試験の得点を重視していない訳ではない。ましてや学力を重視してない訳でもない。前述のとおり、高等学校の成績、とりわけ十分にアカデミックな科目の成績については最高度の重要性が与えられているのであり、また標準試験の利用の仕方にも学力を重視する傾向がみられるからである。そのことはカレッジ・大学の三つの類型についてSAT/ACTのどのような科目を指定しているかを調べれば明らかとなる。

リベラルアーツ・カレッジ(第一類型)と最高度の研究中心大学(第二類型)には、適性テストの色彩の強いSAT Iに加え、各科目での高度な学力を判定するSAT II

を課すカレッジ・大学が少なくない。リベラルアーツ・カレッジ59校のうち、14校がSAT IIを何らかの形で必須化ないし勧めている。また、最高度の研究中心大学の14校が同じようにSAT IIを課している。これに対して、修士号授与の大学の100校（第三類型）には、そうした大学は皆無である。さらに、表5、表6でもみたように、第一、第二類型のカレッジ・大学の方が、第三類型に比較して、高等学校でのアカデミックな科目の既習を勧めている。入学判定において多面的な審査を行うカレッジ・大学の方が、志願者の学力やアカデミックな科目の既習に強い関心を寄せている。SAT IIの利用状況から、標準試験自体の絶対的な重みは、第三類型の大学より、リベラルアーツ・カレッジ（第一類型）や最高度の研究中心大学（第二類型）の方が勝るのである。

ただし、上位のリベラルアーツ・カレッジや最高度の研究中心大学における標準試験の利用法は、日本人の大方の意表をつく。表7、表8は、アムハースト・カレッジの2005年度入学志願者のSAT（V）及び（M）の、そしてMITの2007年度入学志願者のSAT（M）及びACTの得点別グループ、それぞれの合格者数と、志願者に占める割合とを比較している。

表7 2005年のアムハースト・カレッジ志願者のSAT得点と合格者数(率)

SAT V点	志願者数	合格者数	(率)	SAT M点	志願者数	合格者数	(率)
750-800	1,742	580	(33%)	750-800	1,316	470	(36%)
700-749	1,203	187	(16%)	700-749	1,553	275	(18%)
650-699	999	143	(14%)	650-699	1,171	151	(13%)
600-649	604	81	(13%)	600-649	586	85	(15%)
550-599	265	25	(9%)	550-599	217	36	(17%)

(From Amherst College. Fifty-ninth Annual Report to Secondary Schools.)

表8 2007年のMIT志願者のSAT(M)とACT得点と合格者数(率)

SAT M点	志願者数	合格者数	(率)	ACT点	志願者数	合格者数	(率)
750-800	5,805	996	(17%)	34-36	954	198	(21%)
700-749	2,436	335	(14%)	30-33	1,372	200	(15%)
650-699	1,460	139	(10%)	26-29	535	51	(10%)
600-649	596	30	(5%)	21-25	205	4	(2%)
550-599	328	7	(2%)				

(From MIT.Admissions Statistics for the class entering in the fall of 2007.)

得点上位者の間に実に多くの不合格者がおり、逆に、得点下位者の間から相当数の合格者を出している。MITのACTの結果では、総合点34-36点（ほぼ満点）の志願者の合格率が21%にとどまる反面、2ランク下26-29点の志願者でも合格率が10%に達している。標準試験の得点は重要視されながらも、他の資料・項目と並ぶ判定基準の一つでしかない。こうした事情はアムハーストやMITに特殊ではなく、上位のリベラルアーツ・カレッジや最高度の研究中心大学についても共通である。

(4) 合衆国での入試判定から学ぶこと

- ①合衆国でのAO入学者選抜の特色は、以上にみてきた類型別の合否判定の違いを背景として理解すべきである。
- ②志願者の多様な側面に注目し、大学での勉学上その他の特色との関連を十分に検討して合否を判定しているのは、比較的少数の、質の高いリベラルアーツ・カレッジや最高度の研究センター大学である。
- ③研究大学の多くを含む大多数のカレッジ・大学は、標準試験の得点と高等学校の成績を組み合わせ、かなり機械的な入学判定を行っている。
- ④上記②、③のいずれの場合も、程度の違いはあるが、高等学校で履修すべきアカデミックな科目を指定ないし勧めている。
- ⑤大多数のカレッジ・大学から学びうるのは、入学判定において、高等学校の成績と標準試験の得点とを組み合わせる様々な方法についてである。

以上のことから、合衆国の大学、カレッジにおけるAO入試においてはSATあるいはACTといった学力試験、あるいは高等学校でのアカデミックな科目の成績、GPAといった成績指標が重視されていることがわかる。あるいは高度な教育を行っているカレッジ、研究大学では、それに加えて学力以外の能力、小論文、面接が加味され多面的な判断がなされている。

大学が教育機関であってみれば、教育のための基礎学力を無視した入学者選抜などは有り得ない。しかし、それに加えて多くの判断基準をもとに入学判定を行っている。この点で合衆国の事例は我が国の入試制度、とりわけAO入試について大いに参考となるであろう。

教育研究委員会 委員名簿

担当理事	河 田 悌 一	関 西	学長
委員長	松 本 亮 三	東 海	付属図書館長、文学部教授
副委員長	圓 月 勝 博	同 志 社	教務部長、文学部教授
副委員長	山 本 浩	上 智	学事センター長、文学部教授
委 員	高 瀬 武 典	関 西	全学共通教育推進機構長、社会学部教授
	天 野 史 郎	明 治 学 院	国際学部教授
	榎 本 鐘 司	南 山	教務部長、人文学部教授
	藤 原 雅 美	日 本	工学部教授
	松 野 周 治	立 命 館	教学部長、経済学部教授
	高 田 祥 三	早 稲 田	理工学術院創造理工学部教授

(平成20年3月現在)

教育研究委員会基本問題分科会 委員名簿

分科会長	天 野 史 郎	明 治 学 院	国際学部教授
委 員	西 澤 茂	上 智	入学センター長、経済学部教授
	戸 瀬 信 之	慶 應 義 塾	経済学部教授
	立 川 明	国際基督教	大学院部長、教養学部教授
	真 屋 尚 生	日 本	学務部長、商学部教授
	平 野 葉 一	東 海	入試センター所長、文学部教授
	高 田 祥 三	早 稲 田	理工学術院創造理工学部教授

(平成20年3月現在)

社団法人日本私立大学連盟加盟大学一覽

(126大学 平成20年3月現在)

愛知大学	関西大学	武蔵大学	白百合女子大学
亜細亜大学	関西医科大学	武蔵野美術大学	園田学園女子大学
青山学院大学	関西学院大学	長崎外国語大学	創価大学
跡見学園女子大学	関東学園大学	名古屋学院大学	大正大学
梅花女子大学	関東学院大学	南山大学	拓殖大学
文教大学	活水女子大学	日本大学	天理大学
中央大学	慶應義塾大学	日本女子大学	東邦大学
中央大学	恵泉女学園大学	新潟産業大学	東北学院大学
獨協大学	敬和学園大学	ハートランド清心女子大学	東北公益文科大学
獨協医科大学	神戸女学院大学	大阪学院大学	東海大学
同志社大学	神戸海星女子学院大学	大阪医科大学	常磐大学
同志社女子大学	國學院大学	大谷大学	東京医科大学
フェリス女学院大学	国際大学	立教大学	東京医療保健大学
福岡大学	国際武道大学	立正大学	東京慈恵会医科大学
福岡女学院大学	国際基督教大学	立命館大学	東京情報大学
学習院大学	駒澤大学	立命館アジア太平洋大学	東京女子大学
学習院女子大学	皇學館大学	龍谷大学	東京女子医科大学
八戸大学	甲南大学	流通科学大学	東京経済大学
白鷗大学	高野山大学	流通経済大学	東京農業大学
姫路獨協大学	久留米大学	西武文理大学	東京歯科大学
広島女学院大学	共立女子大学	聖学院大学	苫小牧駒澤大学
広島修道大学	京都産業大学	成城大学	東洋大学
北海道東海大学	京都精華大学	聖カタリナ大学	東洋英和女学院大学
法政大学	京都橘大学	成蹊大学	東洋学園大学
兵庫医科大学	九州東海大学	西南学院大学	豊田工業大学
兵庫医療大学	松山大学	清泉女子大学	津田塾大学
石巻専修大学	松山東雲女子大学	聖心女子大学	早稲田大学
実践女子大学	明治大学	聖トマス大学	山梨英和大学
上智大学	明治学院大学	聖和大学	四日市大学
城西大学	三重中京大学	仙台白百合女子大学	四日市看護医療大学
城西国際大学	宮城学院女子大学	専修大学	
順天堂大学	桃山学院大学	芝浦工業大学	(大学名ABC順)

私立大学入学生の学力保障——大学入試の課題と提言

平成20年3月19日 発行

編集者 基本問題分科会
分科会長 天 野 史 郎
発行者 教育研究委員会
担当理事 河 田 悌 一
委員長 松 本 亮 三
発行所 社団法人日本私立大学連盟
〒102-0073 東京都千代田区九段北4- 2- 25 私学会館別館
電話 03- 3262- 3603 FAX 03- 3262- 3604
印刷所 株式会社双葉レイアウト
〒106-0041 東京都港区麻布台2-2-12 三貴ビル
電話 03- 3586- 9422 FAX 03- 3584- 3798

© The Japan Association of Private Universities and Colleges, 2008

*無断転載を禁じます。



日本私立大学連盟